

## 5月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年5月26日（木） 午後2時00分～午後2時44分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏  
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 西川 倫子  
事 務 局 教 育 次 長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)  
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)  
スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)  
産 業 部 長(太田英明) 文化観光課長(松山智次郎)  
教育総務課長代理(竹中幹晴)
- 4 報 告 第 6 号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について  
第 7 号 湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について  
第 8 号 湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 9 号 湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について  
第 10 号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 11 号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について  
第 12 号 学校運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 13 号 湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
第 14 号 湖西市社会教育委員の委嘱について  
第 15 号 湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について  
第 16 号 新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について  
第 17 号 特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について

第 18 号 特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱に  
ついて

第 19 号 特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱に  
ついて

午後 2 時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 4 年 5 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。  
報告第 6 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求めらる。

**(学校教育課長)** 報告第 6 号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和 56 年湖西市教育委員会規則第 1 号）第 4 条の規定により、下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 4 年 5 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本委員会については、湖西市の小中学校において心身に障害をもつ児童生徒、さらには就学児を対象として、その心身の障害の程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員については、25 名以内で組織することになっており、その任期は 1 年で令和 4 年度については、名簿のとおり 19 名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第 7 号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求めらる。

**(学校教育課長)** 報告第 7 号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（昭和 56 年湖西市教育委員会告示第 56 号）第 3 条の規定により、下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 4 年 5 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会については、湖西市内の小中学校に在学している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもと制定されたものである。

不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。

委員の任期は 1 年となっており、令和 4 年度については、名簿のとおり 20 名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第 8 号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求めらる。

**(学校教育課長)** 報告第 8 号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成 9 年湖西市教育委員会告示第 16 号）第 3 条の規定により、下記の者を湖西市チャレンジ教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 4 年 5 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会については、不登校児童生徒の「集団への適応力」を育み、自立支援を通して学校への復帰を目指す湖西市チャレンジ教室の運営や指導方法について協議するために制定されたものである。

委員の任期は 1 年となっており、名簿のとおり 19 名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第9号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第9号「湖西市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市いじめ対策連絡協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市いじめ対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会については、要綱に基づき、湖西市の小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることをねらいとして開催するものである。

いじめ問題に係る各校の状況報告、および個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容となっている。

委員の任期は1年となっており、名簿のとおり17名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第10号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第10号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により、下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会については、湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教育の振興を促進するために設置されているものである。外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容となっている。

委員の任期は1年となっており、名簿のとおり16名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第11号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第11号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定により、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもと配置している。

任期は原則として3年としているが、令和4年度は、新任の相談員7名を委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第12号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第12号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市学校運営協議会規則（令和4年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により、

下記の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

学校運営協議会は、学校、保護者及び地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的として配置するものである。

各学校に置く学校運営協議会委員の定数は10名以内で、その任期は1年となっており、名簿のとおり55名を委員として委嘱又は任命した。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(袴田委員)** CSディレクターを兼ねるとあるが、CSディレクターとはどのようなことをやられるのか。

**(学校教育課長)** 「CS」というのは「コミュニティスクール」の訳で、今までは学校評議員という名で活動していた。コミュニティスクールとは、学校運営協議会を置いている学校のことをいい、CSディレクターは学校運営協議会委員を束ねる立場、すなわち委員の中のリーダーに位置し、連絡、調整を行っていくのがCSディレクターの役割である。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第13号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、湖西市スポーツ推進審議会条例（平成5年湖西市条例第22号）第4条の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進審議会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり10名で、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっている。

本審議会においては、市のスポーツ推進計画等重要事項に関する審議を行っていた。令和2年度には「第2次湖西市スポーツ推進計画」策定においてご審議をいただいております。その他にも直近では「体育施設の利用料金の見直し」「包括連携協定」「指定管理者の変更」「スポーツ施設の予約システムの導入」など、スポーツ推進に関する重要事項に関して報告し、意見をいただいております。

名簿の右側に印のついている3名が新任の委員で、他の7名の委員は再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第14号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第14号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び湖西市社会教育委員条例（昭和30年湖西市条例第27号）第1条の規定により、下記の者を湖西市社会教育委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

社会教育委員会については、年3回の会議を開催し、社会教育に関する事項について報告させていただくなかで、ご意見、ご助言をいただいております。また、2年任期の最終年度には、社会教育委員会として、生涯学習推進に向けた意見をまとめていただき、提言書という形で教育委員会にご提出していただいております。

名簿の右側に印のついている4名が新任の委員で、他の5名の委員は再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第15号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(文化観光課長)** 報告第15号「湖西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、湖西市文化財保護条例（昭和52年湖西市条例第33号）第45条第1項、第46条第1項及び同施行規則（昭和54年湖西市教育委員会規則第2号）第32条の2の規定により、下記の

者を湖西市文化財保護審議会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間である。

湖西市文化財保護審議会については、湖西市文化財保護条例第43条、第44条にあるように「教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する」ため、本審議会を置くとされている。

また、同条例第45条、第46条にあるように委員は8名以内で任期は2年となっており、湖西市文化財保護条例施行規則第32条の2第1項のとおり、委員は学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。なお、今回委嘱した委員のうち、6名全員が再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第16号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(文化観光課長)** 報告第16号「新居関所史料館運営委員会委員の委嘱について」、新居関所史料館条例（平成22年湖西市条例第16号）第11条第1項、第2項及び第13条の規定により、下記の者を新居関所史料館運営委員会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間である。

新居関所史料館運営委員会については、新居関所史料館条例第11条、第12条にあるように「教育委員会の諮問に応じ、史料館における各種の事業の企画実施につき、調査審議を行う」ため、本委員会を置くとされている。委員は、知識経験のある者8名以内で組織し、教育委員会が委嘱することとなっており、今回委嘱する6名全員が再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第17号「特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(文化観光課長)** 報告第17号「特別史跡新居関跡整備委員会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡整備委員会要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第13号）第3条第1項、第2項の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡整備委員会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回委嘱した委員は名簿のとおり6名で、任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間である。

特別史跡新居関跡整備委員会については、特別史跡新居関跡整備委員会要綱第2条にあるように「新居関跡整備事業に係る基本計画の策定及び基礎的調査、資料収集を行う」ため、本委員会を設置するものである。同要綱第3条にあるように委員は10名以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命することとなっており、委嘱する6名全員が再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第18号「特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(文化観光課長)** 報告第18号「特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡整備委員会要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第13

号) 第6条の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏。

特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会については、特別史跡新居関跡整備委員会要綱第6条にあるように「専門的かつ詳細な検討のため、専門部会を置くことができる」とされており、建築専門部会を置くものである。

委員の任期は2年で、委員4名は建築史の専門家で全員が再任となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第19号「特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(文化観光課長)** 報告第19号「特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」、特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会設置要綱(令和3年湖西市教育委員会告示第33号)第3条第1項、第2項の規定により、下記の者を特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会委員に委嘱したので報告する。令和4年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本委員会は、令和4年度から新設した委員会であり、特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会設置要綱第1条にあるように、特別史跡新居関跡を将来にわたり適切に保存活用し、後世に継承していくための計画を策定するため、本委員会を設置するものである。

委嘱した委員は名簿のとおり6名で、特別史跡新居関跡整備委員会委員を兼ねている。任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間である。

また、同要綱第3条にあるように委員は10名以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(袴田委員)** 令和4年度に新設されたということで、今後計画的に保存していくために本委員会を新設したということでもいいか。

**(文化観光課長)** そのとおりである。これまで大御門、女改之長屋、枳形広場など、段階的に復元を行ってきたが、復元してきたものを今後どのように活用・保存していくか、まだ復元できていない遺構はあるものの、まずは復元というよりも保存活用を中心に計画策定をお願いします。

---

**(渡辺教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和4年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時44分終了